

工事段階における建築士業務の問題点に関する研究

建築士 設計 工事監理
発注者 施工者 工事請負契約約款

準会員 ○羽田野将生*
正会員 石垣 文**
同 平野 吉信***

1 研究の背景と目的

建築士法において「設計」と「工事監理」は建築士の独占業務とされているが、両者を含め、設計、監理の専門家たる建築士の工事段階における役割は必ずしも明確にはなっていない。近年、公共建築工事(以下、公共工事と略す)では「設計」と「工事監理」を二分する第三者監理方式が主流となり、特に建築の品質確保が掲げられている。一方で建築工事の大多数を占める民間建築工事(以下、民間工事と略す)においても工事監理への期待は高まっている。公共、民間工事の比較を踏まえ、工事段階の建築士の役割を明確にすることは、建築プロジェクトの透明化という点から建築の品質確保にもつながると考える。そこで本研究では特に民間工事の工事段階における建築士業務の内容を把握し、その歴史的変遷をみることで、工事段階における建築士のあり方と課題を明らかにすることを目的とする。

2 研究の方法

まず、公共工事と民間工事における工事段階の建築士業務を比較し、民間工事における工事段階の建築士業務の特性を把握する。分析資料として公共工事標準請負契約約款(H15)¹⁾と建設省直轄工事実施約款(H7)²⁾、民間連合協定工事請負契約約款(H19)³⁾を用いる。さらに比較の材料の一つとして、公共工事の第三者監理方式についての資料⁸⁾を参考とした。

次に民間連合協定工事請負契約約款³⁾⁴⁾の監理業務の内容を過去約60年間にわたって捉えることで、民間工事の工事段階における建築士の業務の変遷を明らかにし、公共工事との比較結果を踏まえ、これから工事段階の建築士業務がどう扱われ、どのような問題があるかを考察する。

3 公共・民間工事の工事段階における建築士業務の特性

まず約款に記載された業務を、設計者の意図に関係する「設計監理」と建築士としての専門的能力が必要な「技術的監理」、金銭、時間、施工体制等に関係する「契約監理」「その他」に分類した。(表1)なお「工事材料、建築設備機器の検査」「図面、仕様書との不適合箇所の照合」の業務を狭義の工事監理業務と捉え、第三者監理方式において第三者に委託される業務とした。

A study on the problem of Kentikushi's service during the construction phase

3.1 公共工事と民間工事の比較

工事段階における建築士業務のうち設計監理に関する業務の「設計意図伝達のための打合せ」「説明図の作成・交付」「施工図の確認」「模型の確認」「見本の確認」「設計疑義の対応」は監理者の方にしか記述がなかった。また「詳細図の作成」は、民間工事では監理者の業務ではないが、公共工事では監督職員、監督員が作成者になることがある。

技術的監理の「施工の指示」「施工の立会」「工事材料・建築設備機器等の検査」「材料等の搬出の承認」「工事と図面・仕様書との照合」「図面・仕様書との不適合箇所の対応」は公共、民間共に記述があった。一方で「請負代金内訳書の承認」「関連工事の調整」「施工計画の検討・助言」「工程表の承認」「法定検査の立会い」「仮設物の取り払い・後片付け」は監理者の方にしか記述がなかった。

契約監理では「工事関係者の異議」以外の業務は監理者の方にしか記述がなかった。

表1「公共」「民間」の工事請負契約における監理業務従事者の業務

		「監督員」	「監督員」「検査員」	「監理者」
設計監理	設計意図伝達のための打合せ			○
	説明図作成、交付			○
	詳細図作成、交付	△注1	△注1	注2
	施工図の確認			○
	模型の確認			○
	見本の確認			○
技術的監理	設計疑義の対応			○
	請負代金内訳書の承認			○
	関連工事の調整			△注3
	施工計画の検討・助言			○
	工程表の承認			○
	施工の指示	○	○	○
	施工の立会	○	○	○
	工事材料、建築設備機器の検査	●	●	●
	材料等の搬出の承認	○	○	○
	施工用機器の交換			○
契約監理	工事と図面、仕様書との照合	●	●	●
	法定検査の立会い			○
	出来高検査			○
	完成検査		△注4	○
	図面、仕様書との不適合箇所の対応	○	○	○
	仮設物の取払い、後片付けの指示			○
	引渡しの立会い			○
	出来高の請求書の審査			○
	完成払いの請求書の審査			○
	契約解除についての協議			○
その他	工事関係者の異議	○	○	○
	契約書に定めていない事項について協議			○

○: 実施 △: 他者が実施する場合もある ●: 第三者監理方式において第三者に委託される業務
注1: 監督員(監督職員)が作成し施工者に交付もしくは施工者が作成した詳細図を承諾する。
注2: 詳細図は設計図書の作成者が作成し、監理者が施工者にそれを交付する。
注3: 発注者が監理契約において関連工事の調整を行うことを監理者に委託した場合。
注4: 発注者が検査を行うものとして検査職員を定めた場合。

HADANO Masaki,ISHIGAKI Aya, and HIRANO Yoshinobu

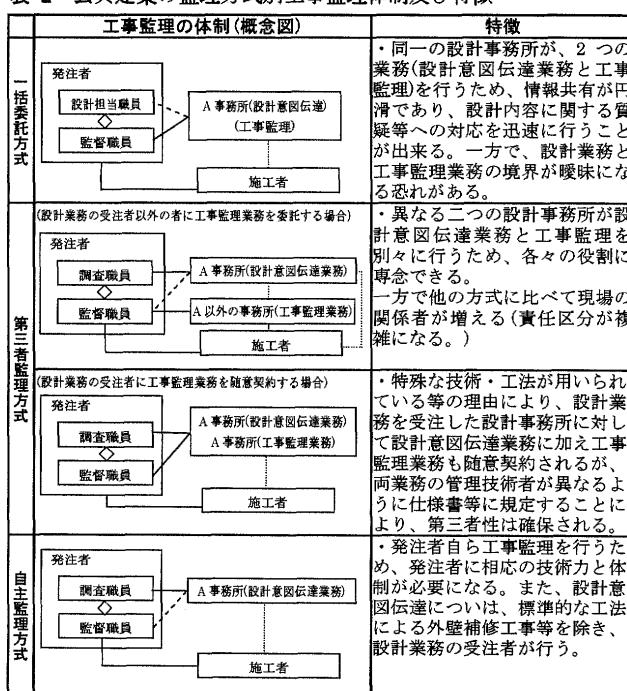
3.2 監理方式の違い

ここでは民間工事と公共工事の工事段階における監理方式を比較する。

公共建築の監理方式には3つの方式が考えられ(表2)、工事の特性に応じて最もふさわしい監理方式を選択する必要がある。監督職員、監督員は工事の適正な履行を確保するために必要な監督行為を行なう発注者側職員である。公共工事で主流の方式は第三者監理方式であり、約款上の業務で第三者に委託される主な業務として「工事と図面・仕様書との照合」「工事材料・建築設備機器等の検査」があげられる。監督職員と監督員は第三者の行なったこれらの業務の報告を受け、その承諾行為もしくは指示監督を行なう。また調査職員とは受注者や管理技術者に対する指示、承諾、協議などの職務を行なう発注者側職員であり、監督職員が兼任する場合もあるが、より現場の近くに位置づけられる。このように公共工事では発注者内の体制が整えられていることがわかる。

民間工事において発注者は必ずしも建築の専門的能力があるわけではない。民間工事における監理方式には公共建築の一括委託方式もしくは設計者に工事監理業務を委託する場合の第三者監理方式に類似するが、発注者内に監督職員、調査職員のような役割を担うものは存在しなく、承諾行為や指示監督の行為は発注者側でなく設計事務所側に位置づけられることになる。このように民間工事では公共工事に比べて発注者側の能力が高くはないと考えられることを踏まえ、民間工事の工事段階における建築士業務の特性を示していく。

表2 公共建築の監理方式別工事監理体制及び特徴^{参考文献8)}から抜粋



3.3 民間工事の工事段階における建築士業務の特性

民間工事の工事段階における建築士業務の特性を表3に示す。

1) 設計監理

設計監理に属する業務は、設計者の意図を十分に理解していることを前提として行うことのできる業務である。公共工事において、設計監理業務は発注者が行うことになっている。「詳細図の作成」は監督員、監督職員もしくは施工者が行う。これは設計の補完に関する業務を監督員、監督職員が担っていることを意味する。一方、民間工事においては、設計監理業務の大半を監理者が行う。「詳細図の作成」は設計者が行うことになっており、監理者は設計の補完に関して責任がないことがわかる。

2) 技術的監理

工事監理に関する業務のうち公共工事、民間工事に共通するものに「施工の指示」「施工の立会い」「工事材料・建築設備機器等の検査」「材料等の搬出の承認」「工事と図面・仕様書との照合」「図面・仕様書との不適合箇所の対応」がある。これらの業務は、建築士の独占業務である狭義の工事監理とそれに附随する業務である。「請負代金内訳書の承認」「関連工事の調整」「施工計画の検討・助言」「工程表の承認」「法定検査の立会い」「仮設物の取り扱い・後片付け」の業務は施工の技術的部分を理解しているために行なうことができる業務であり、公共工事においては発注者が行い、民間工事においては監理者が行っている。これは民間工事の発注者は必ずしも建築の専門家ではないことが多い特性のためと考えられる。「出来高検査」「完成検査」は契約との合致を確認する業務であり、発注者が行うべきであるが、民間工事では監理者が行なっている。公共工事の実施約款では、「完成検査」は検査職員が行い、技術的能力の必要性がうかがえる。これらの業務は技術的能力の必要性と実質的に建築工事の最終段階で行われる業務であることから監理者が担うこととなっていると考えられる。

3) 契約監理

契約監理に関する業務のうち、「出来高払の請求書の審査」「完成払いの請求書の審査」「契約解除についての協議」といった金銭や時間に関連する業務は監理者の方にのみ見られ、民間工事における工事段階の建築士は直接発注者の負担となる事項についての業務も担っていると言えよう。また「工事関係者の異議」は施工体制に関する業務であり、公共工事と民間工事に共通している。

表3 民間工事の工事段階における建築士業務の特性

民間工事にのみ見られた工事段階の建築士の業務の特性
<ul style="list-style-type: none"> 設計者の意図を十分に理解し施工者に伝達する役割 技術的能力を有する発注者の代理的な業務の存在
公共工事・民間工事に共通した業務
<ul style="list-style-type: none"> 協議の工事監理とそれに附隨する業務 施工体制に関する業務

4.2 工事段階における建築士業務の傾向

これまで見てきたように民間工事における工事段階における建築士業務には昭和40、50年代と平成20年前後に二つの転換期が見られた。

1) 指導監督型から自主管理確認型へ

昭和40年代までは「設計疑義の対応」や「施工一般の指示」など、指図行為を行う範囲が広く、当時の監理技師が強い指導性を持っていました。また「労務取締・就業時間等」についての協議があったことから、施工体制に関する権限も持っていました。これが読み取れる。

昭和41、50、56年の改正時に大きな変化がみられる。これらは建設業法の改正(S46年)や建設省告示第1206号⁵⁾の制定(S54年)に伴うもので、それまで広範囲に存在した指図行為が設計図書に定められた範囲内でのみという形になった。また「施工計画」が定められることからも、施工者側の自主管理色が濃くなっていることが読み取れる。さらに「設計意図伝達のための打合せ」「説明図」に関する業務が登場し、監理者が設計者の意図を工事段階に浸透させる役割を担うようになった。また施工体制に関する「労務取締・就業時間等」について現場代理人と行われていた協議の記述はなくなり、監理者の施工体制に関する権限の縮小が指摘されよう。つまり、工事段階における建築士の業務は平野ら¹⁰⁾・峰政ら¹¹⁾が示すように指導監督型から自主管理確認型へと変化したといえる。

2) 工事段階における建築士の位置付けの明確化

まず、「詳細図」の作成者が監理者から設計図書の作成者へと改正されたことが注目される。「詳細図」は設計図書に附隨するものであるためこの改正は、設計段階の補完を監理者が行なう必要はないということ意味している。また「詳細図」を交付できない場合の発注者への報告と「施工計画」が不適当な恐れがある場合の発注者への報告が追記されたことで、それまで監理者が実施してきた業務が発注者側に位置付けられるようになった。次に「設計意図伝達のための打合せ」が「設計内容伝達のための打合せ」に変更された点をあげる。設計意図とは設計図書の作成者しか知りえないものであり、監理者は設計図書から設計内容把握のための業務を行い、施工者にそれを伝達することとなった。設計意図と設計内容の区別により、設計者の意図を形にした設計図書の内容を工事段階に浸透させる役割が強調されたのである。また「請負代金内訳書」「工程表」の承認業務がなくなった理由は、これらに法的拘束力を持たせることで、施工者の工事遂行義務とそこで生じる問題を回避するためである。しかし「請負代金内訳書」「工程表」が発注者と施工者の信頼関係を築くツールになるなどの意義により、監理者への提出は継続されることとなった。つまり、

監理者の位置付けは発注者と施工者の中立であることが明確化されてきた。また発注者の代理的な業務のほかに、特に設計監理に関する業務において、発注者と設計者とのやりとりの確認作業を担うことが必要になってきたといえよう。

5 まとめ

民間工事の工事段階における建築士は、広く業務範囲を持つていた指導監督型から自主管理確認型へと変化し、業務範囲も設計図書に定められたものに限ることになった。また平成21年の国土交通省告示第十五号⁶⁾への改正に伴い民間工事請負契約にも変化が見られた。設計責任が明確になり、工事段階の建築士には設計段階の補完業務がなくなったことや、発注者への報告業務が課されたことで、工事段階における建築士の位置づけがより明確なものとなった。必ずしも建築の専門家が発注者とはならない民間工事では、建築士に生ずる代理的な業務の存在も確認された。このように工事段階における建築士は発注者と施工者の中立的な位置づけがより明確になった。また一方で、契約の円滑な遂行の観点から、報告後の発注者責任である業務の扱いに関しての問題が出てくると考えている。

6 今後の課題

本研究では、工事請負契約から見る工事段階の建築士業務を考察した。しかし実際には工事請負契約のほかにも多くの契約が交わされ、多層的な規範や制度によって建築士の業務は位置づけられている。また本研究で扱ったものはあくまで標準的な業務のみと限定的である。

今後、他の契約規範や法律もあわせて建築士の業務実態を含めた考察を行うことで、工事段階における建築士のあり方について更なる検討を加えていきたい。

註：参考文献

- 1) 中央建設業審議会 公共工事標準請負契約約款 H15
- 2) 建設省 建設省直轄工事実施約款 H07
- 3) 建築学会 建築業協会 日本建築協会 日本建築士会 工事請負規程 T12 S8 S13
- 4) 民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会 民間(旧四会)連合工事請負契約約款 S26 S32 S41 S50 S56 H9 H12 H19 H20 H21
- 5) 建設省 建設省告示第1206号 S54 7 10
- 6) 国土交通省 國土交通省告示第十五号 H21 1 7
- 7) 社会整備審議会建築分科会 基本制度部会 議事録 H19
- 8) 全国営繕主管課長会議幹事会 建築工事監理等業務委託の進め方 公共建築の工事監理等業務委託マニュアル(案) H18 5
- 9) 民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款委員会(編) 民間(旧四会)連合協定工事請負契約約款の解説 大成出版社 2009
- 10) 平野吉信 古阪秀三 工事施工段階における建築士業務の位置付けに関する一考察 -告示1206号の改正とその意味- 日本建築学会第25回建築生産シンポジウム論文集 pp. 99-106 2009. 7
- 11) 峰政克義 古阪秀三 斎藤隆司 「工事監理」業務の再構築 日本建築学会計画系論文集 第565号 pp. 301-307 2003. 3

* 広島大学工学部 学部生

** 広島大学大学院工学研究科 助教・博士(工学)

*** 広島大学大学院工学研究科 教授・博士(工学)

Undergraduate, Faculty of Engineering, Hiroshima Univ.
Assistant Prof., Graduate School of Engineering, Hiroshima Univ., Dr. Eng.
Professor, Graduate School of Engineering, Hiroshima Univ., Dr. Eng.